

北朝鮮による核実験及び弾道ミサイルの発射に対し嚴重抗議する決議

北朝鮮は、本年１月６日の４回目の核実験以降、中距離弾道ミサイルや潜水艦発射弾道ミサイルを発射し、９月５日には中距離弾道ミサイルとみられる３発を日本の排他的經濟水域（ＥＥＺ）内に落下させ、さらに９月９日には、５回目の核実験を強行している。

今回の北朝鮮による核実験及び弾道ミサイルの発射は、核実験に対する強い非難と、核・弾道ミサイル開発に対する深刻な懸念を表明してきた一連の国際連合安全保障理事会決議や、六者会合共同声明、日朝平壤宣言に明確に違反して強行されたものであり、断じて許されるものではない。

本市は、昭和５７年に、核兵器などによる戦争への脅威をなくし、市民共通の願いである世界の恒久平和を求める「核兵器廃絶平和都市宣言」を行った県下初の自治体である。

よって、本市議会は北朝鮮による今回の核実験及び弾道ミサイルの発射について嚴重に抗議し、これまでの諸合意に従って、速やかに全ての核開発及び弾道ミサイル等の開発を放棄し、朝鮮半島の非核化に取り組むことを北朝鮮に対し強く求めるものである。

また、国に対し、国際社会と緊密に連携した外交努力を展開し、断固たる措置を継続的に実施することを通じて、北朝鮮による核・ミサイルを初めとした、諸懸案の早急かつ包括的な解決を図り、国民の不安を払拭すべく万全の措置を講ずるよう強く求めるものである。

以上、決議する。

平成２８年９月３０日

習 志 野 市 議 会